

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本市においては、昭和59年の「障害者に関する函館市行動計画」、平成4年の「障害者に関する当面の重点施策」に続き、平成9年2月には、「障害者に関する新函館市行動計画（平成8年度～平成17年度）」を策定し、障がい者施策の計画的な推進に努めてきました。

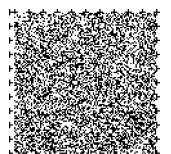
この間、社会福祉基礎構造改革に伴い平成12年に社会福祉法が成立し、そのなかで利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などが定められました。

国においては、平成14年12月に障がい者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策や目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定し、北海道においては、平成15年3月に障がい者計画としては第3次となる「北海道障害者基本計画」および計画の前半に取り組む重点施策や目標値を定めた「前期実施計画」を策定しました。

平成15年4月からは、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービス提供を基本とする「支援費制度」が導入されたほか、平成17年10月には、身体・知的・精神に共通の障がい保健福祉サービス体系へと障がい者施策の一元化を図る障害者自立支援法が制定され、ソフト・ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を一層推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分発揮できるような環境づくりが求められています。

また、本市は平成16年12月に近隣4町村（戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町）と合併し、平成17年10月には中核市に移行したことから、社会福祉法人に対する指導や各種事業に対する許認可の権限が北海道から移譲されるなど、各種福祉サービスの提供にあたって、市がより主体的に関わることができるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本市における障がい者施策の一層の推進を図るため、障がい者計画としては第4次となる「函館市障がい者基本計画」を策定するものです。



2 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、本市のまちづくりを総合的・計画的に推進する「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画として策定するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年とします。

なお、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年に後期の推進について検討します。

4 対象とする障がいのある人の範囲

この計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」のほか、「てんかんの人及び難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」および発達障害者支援法第2条第1項の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害（外傷性、後天性のものを含む）のある人」とします。

